

発議第 3 号

嬉野市議会基本条例の一部を改正する条例について

このことについて、別紙のとおり地方自治法第 109 条第 6 項及び嬉野市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出する。

令和 6 年 1 月 24 日提出

嬉野市議会議長 辻 浩一 様

提出者 嬉野市議会運営委員会
委員長 芦塚 典子

理由 地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）が施行されたことに伴い、嬉野市議会基本条例の一部を改正する必要があるため。

嬉野市議会基本条例の一部を改正する条例

嬉野市議会基本条例（平成21年条例第16号）の一部を次のように改正する。

前文中「概括的な」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。